

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた金庫が、同日の直前まで、この告示による改正前の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条において「旧告示」という。）第十条第四項及び第十八条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出にする当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、この告示による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条及び第四条において「新告示」という。）第十条第四項及び第十八条

第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「金庫を標準的手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「金庫を基礎的内部格付手法採用金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）とし」とすることができ。

（証券化エクスポージャーの経過措置）

第三条 金庫のうち、内部モデル方式採用金庫及び先進的計測手法採用金庫のいずれにも該当しない標準的手法採用金庫にあつては、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポ

ージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	二十五パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

- 2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

- 3 標準的手法採用金庫が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合は、あらかじめそ

の旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出した標準的手法採用金庫は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。

(リスクリテンションに係る経過措置)

第四条 金庫が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該金庫がその保有を継続している場合に限り、新告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

(労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正する件の一部改正)

第五条 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた
めの基準及び労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、
第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合
算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件の一部を改正す
る件（平成三十年 金融 融 庁
厚生労働省 告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後
欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

【別葉を挿入】

改正後		<p>附則</p> <p>(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第四百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>									
改正前	<p>附則</p> <p>(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第五項、第四百四十条第五項、第二百三十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四百四十条第四項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三百三十二条第六項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	第四百四十条第四項	[略]	[略]	第三百三十二条第六項	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]									
第四百四十条第四項	[略]	[略]									
第三百三十二条第六項	[略]	[略]									
改正前		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">[同上]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[同上]</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">[同上]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第四百四十条第五項</td> <td style="text-align: center;">[同上]</td> <td style="text-align: center;">[同上]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第三百三十二条第五項</td> <td style="text-align: center;">[同上]</td> <td style="text-align: center;">[同上]</td> </tr> </table>	[同上]	[同上]	[同上]	第四百四十条第五項	[同上]	[同上]	第三百三十二条第五項	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]									
第四百四十条第五項	[同上]	[同上]									
第三百三十二条第五項	[同上]	[同上]									

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔2・3 略〕</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1193 241 1366 555"> <p>第二百四十六条の六第一項</p> </td> <td data-bbox="1193 555 1366 833"> <p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p> </td> <td data-bbox="1193 833 1366 1131"> <p>同章の規定中</p> </td> </tr> </table>	<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>
	<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>		
<p>〔2・3 同上〕</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1193 1131 1366 1444"> <p>第二百四十六条の六第一項</p> </td> <td data-bbox="1193 1444 1366 1724"> <p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p> </td> <td data-bbox="1193 1724 1366 2020"> <p>同章の規定中</p> </td> </tr> </table>	<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>	
<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>			

第二百三十六條第二項
 第五十條（第二項及び第三項を除く。）から第五十二條の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

